

## ○ 3階直結給水施工基準

### (目的)

第1条 この基準は、3階建て建築物へ直接給水する場合における給水装置の設計及び施工に関して基準を定めるものとする。なお、この基準に明記されていない事項については、給水装置工事設計・施工指針に定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 配水管圧力により3階建て建物へ直接給水することができる範囲は次のとおりとする。

#### 1. 対象地域

直結給水の対象区域は福井市水道の給水範囲とする。

2. 配水管の水圧分岐する配水管の最小動水圧は、0.2MPa以上確保できる場所とする。

#### 3. 対象建物

(1) 一戸建て専用住宅

(2) 一戸建て店舗つき住宅（店舗は2階まで、3階は住宅とする）

(3) 事務所、店舗、倉庫等で使用量の少ないもの

(4) 共同住宅

(5) 4階以上の建物であっても、4階以上の部分には将来的にも給水装置が設置されない場合は、直結給水ができるものとする。

ただし、(3)及び(4)は、各個別に水道メーターを1階部分に設置する。

#### 4. 既存建物の設備に対する処置

既存の3階建て建築物において受水槽方式等による二次側の既存設備への接続は、原則としてできないものとする。ただし、既存設備が水質、材料、構造等が当該基準に適合している事が確認できるものに限り直結給水出来るものとする。

#### 5. 対象階数及び高さ

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく3階建て建築物で、最上部に位置する給水栓までの高さは、配水管の分岐位置の道路面より原則9.0m以下とする。9.0mを超える場合は別途協議により決定するものとする。

(給水装置の構造及び材料)

第3条 3階建て建築物へ直結給水する場合の給水装置の構造及び材料について、次のとおり定めるものとする。

1. 給水方式

給水方式は、直結・直圧方式とし、1階部分の屋外で、容易に維持管理できる場所にボール付止水栓、水道メーター及び逆流防止装置を設置し、配水管の圧力で給水栓まで給水するものとする。

2. 給水装置の構造

- (1) 給水管の分岐は、原則として配水管口径 $\phi 100\text{mm}$ 以上から分岐するものとする。
- (2) 給水管の引込み口径及び水道メーターは、 $\phi 20\text{mm}$ 以上とする。
- (3) 逆流防止装置を水道メーターボックス内に設置する。
- (4) 水道メーター設置については、給水装置工事設計・施行指針に定めるものとする。

3. 給水装置の材料

当該基準に係る対象建物へ直結給水するための給水装置材料は、給水装置工事設計・施行指針に定めるものとする。ただし、同じ機能を有する給水器具、材料等については、圧力損失を考慮して使用するものとする。

(給水装置の設計)

第4条 3階建て建築物へ直結給水する場合における給水装置の設計については、次のとおり定めるものとする。

1. 調査及び事前協議

給水装置工事申込者は、事前に福井市指定給水装置工事事業者を通じて協議するものとする。ただし、福井市指定給水装置工事事業者は、設計着手前に当該基準に基づき事前調査、現地調査を十分行うものとする。

2. 給水栓( $\phi 13\text{mm}$ )の標準水量 $17\text{L/min}$ とし、同時使用率、同時使用戸数率、管径均等表等を考慮して算定するものとする。
3. 給水引込み管及びメーター口径は、時間最大給水量により決定するものとする。
4. 配水管の最小動水圧は、 $0.2\text{MPa}$ として水理計算するものとする。
5. 給水管の摩擦損失水頭の計算は、ウエストンの公式によるものとする。

(令和5年10月1日一部改正)